

ルール
変更

労働条件の明示事項が変更されます！



「労働基準法施行規則」等の改正に伴い、令和6年4月から労働条件の明示事項等が変更されることになりました。これを機に、事業場の方や働くご自身でも、労働条件の明示事項やそのタイミングについて、改めて確認してみませんか。

働く全ての方

●就業場所・業務の変更の範囲の明示
明示のタイミング

- ・全ての労働契約の締結時
- ・有期労働契約の更新時

※明示が必要となるのは、2024年4月1日以降に契約締結・契約更新する労働者

※トラブル防止のため、制度改正以前から労働契約を結んでいる労働者についても、変更の範囲を明示することを検討してください。

《詳しい情報や相談先について》

高知労働局 労働基準部監督課

TEL:088-885-6022

詳しくは、こちらから →

(厚生労働省HP「令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます」)



有期労働契約で働く方

●更新上限の有無と内容の明示
明示のタイミング

- ・有期労働契約の締結時と更新時

●無期転換申込機会の明示

●無期転換後の労働条件の明示

明示のタイミング

- ・「無期転換申込権」が発生する契約の更新時

有期労働契約で働く方とは・・・

パート・アルバイトや契約社員、派遣労働者、定年後に再任用された方など

女性活躍推進！

えるぼし認定

女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取組の実施状況などが優良な企業を認定する制度です。一定の基準を満たし、労働局へ申請することで、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、認定マークを商品に付すことができます。

【えるぼし(1段階目)】

5つの基準のうち1つ又は2つを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。

【えるぼし(2段階目)】

5つの基準のうち3つ又は4つを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。

【えるぼし(3段階目)】

5つの基準全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。

○5つの基準とは・・・

- ・採用
- ・継続就業
- ・労働時間等の働き方
- ・管理職比率
- ・多様なキャリアコース



より高い水準の要件を満たしたら、プラチナえるぼし認定が受けられます。

《問い合わせ先》

高知労働局 雇用環境・均等室

TEL:088-885-6041

詳しくは、こちらから →

(厚生労働省HP「女性活躍推進法特集ページ」)



Information

助成金 年収の壁・支援強化パッケージ

～キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）～



パート・アルバイトで働く方の年収が106万円以上にならないよう就業調整している事業主の方へ



パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しします。

対象

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を実施する事業主

「130万円の壁」対策もあります。ぜひ、ご確認ください。

助成額

労働者1人につき **最大50万円**

詳しくは、こちらから↓

＜問い合わせ先＞
高知労働局 助成金センター
TEL:088-878-5328



法改正 電子取引のデータを保存されていますか？

～電子帳簿保存法の改正による、電子取引データ保存の義務化開始～



令和6年1月から、これまで紙でやりとり・保存していた注文書や見積書などの取引書類をメール・インターネットなどでやりとりする場合、そのデータを保存することが義務付けられました。

！以下の書類を電子でやりとりした場合は保存が必要

- ・注文書
- ・送り状
- ・見積書
- ・領収書
- ・請求書
- ・契約書

など



※紙でのやりとりをデータ化する必要はありません。
※受け取った場合だけでなく、送った場合も保存が必要です。

詳しくは、国税庁「電子帳簿等保存制度」特設サイトをご覧ください。



相談

仕事上の悩みありませんか？

「高知市勤労者交流館」では、社会保険労務士による総合労働相談を毎週火曜日の18時30分から行っています。相談は無料で事前申込が必要です。

◆3月の開催予定日◆

5日・12日・19日・26日
(各18:30～)



＜問い合わせ＞
高知市勤労者交流館(高知市丸池町1番1-14)
TEL:088-883-2244



募集

福利厚生で働く人を応援！

「クンペル高知」では、働く方の生活安定や福祉の向上など福利厚生事業を実施しています。会員になると、さまざまな給付等が受けられます。

入会金：会員一人につき300円

会費：会員一人につき500円（月額）

※事業所会員の場合、入会金の全額と会費の半額以上を原則、事業主が負担。

＜問い合わせ先＞
(公財)高知勤労者福祉サービスセンター
TEL:088-885-9739

